

令和 2 年度 5 月 18 日

名古屋四日市国際港湾株式会社

弊社在宅勤務の終了について

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言により 4 月 13 日から実施してまいりました弊社の在宅勤務についてですが、5 月 14 日の緊急事態宣言解除を受け、5 月 15 日をもって終了することといたしました。今後は車通勤や時差出勤の励行など人との接触を避け、感染予防の継続をしてまいります。

問い合わせ先
名古屋四日市国際港湾株式会社
soumu@nypc.co.jp